

**那覇市高齢者外出支援サービス事業
委託契約に係る業務仕様書**

1 事業内容

那覇市が決定した市内在住の一般交通機関を利用する事が困難な在宅の65歳以上の方(以下「サービス利用者」という。)に対し、移送用車両を用いて安全に通院等が行えるように支援を行う。

(1) 移送範囲について

サービス利用者の自宅から医療機関等へ、または医療機関等から自宅への移送とし、移送範囲は次のとおりとする。

※ 原則として、デイサービス送迎・デイケア送迎等には利用できない。

- ① 那覇市内
- ② 隣接の市町村(浦添市、西原町、南風原町、豊見城市)
- ③ 宜野湾市の沖縄病院、琉球大学病院、中城村のハートライフ病院、八重瀬町の南部徳洲会病院

(2) 受託事業者が行なう事業内容について

- ① サービス利用者からの利用予約受付、予約管理を行う。
- ② サービス利用者の自宅から医療機関等へまたは医療機関等から自宅へ、移送用車両で送迎を行う。

※ 月曜日～金曜日の午前8時から午後6時までの対応とし、土日祝日及び令和7年12月31日～令和8年1月3日は除く。

※ 認可運賃(メーター)は利用者が乗車してから開始すること。
- ③ サービス利用者が安全に乗降、移動が行えるように介助を行う。利用者の状況に応じ必要な場合は、ベッド又は居室内から移動介助を行う。
- ④ サービス利用者の身体状況、住環境等により、複数での介助が必要な場合は、複数人体制でサービスの提供を行う。
- ④-2 ②～④の事業内容についてサービス利用者に対して介助を行う者は介護職員初任者研修(旧訪問介護2級養成研修課程修了)以上の資格を有すること。
- ⑤ 移送サービス提供時、サービス利用者へ車イス、ストレッチャー等の無償貸与を行う。
- ⑥ サービス利用者から片道480円(実費相当額)を収受する。
- ⑦ 移送用車両を保有、管理し、常に整備点検を行う。なお、移送用車両の維持管理等に係る費用については、受託事業者が負担する。
- ⑧ 毎月10日までに以下の前月の利用状況等の実績報告書を提出する。
 - (i) 外出支援サービス事業月別報告書
 - (ii) 外出支援サービス事業利用者名簿
 - (iii) 外出支援サービス事業日報
- ⑨ 移送用車両とは、車イス、ストレッチャー対応可能な車両とする。なお、車イス対応

型車両、ストレッチャー対応型車両が同一車両である必要はなく、同一車両でない場合は、車イス対応型車両、ストレッチャー対応型車両の両者を有していること。また、移送用車両は、次の機能を有しているものとする。

(i) 車イス、ストレッチャーに乗ったまま車両に昇降できる機能(スロープ、リフト等)を装備していること。

(ii) 車イス、ストレッチャーをしっかりと固定できる機能を装備していること。

※利用者により③～⑤の対応が必要な方がいるが、別途追加料金は発生しないものとする。

(3) サービス利用者について

① 対象者

市内在住の一般交通機関を利用することが困難な在宅の65歳以上の方で那覇市がサービス利用者として決定した者(主に車イス、ストレッチャーでの移送が必要な方)。

※介護度に関わらず、上記の要件を満たした者が利用者となる。

② サービス利用料

片道480円(実費相当額)

※その都度運転手がサービス利用者から収受し、受託事業者の収入となる。

③ 利用回数

月2回まで

(一往復を1回と数えるが、1日に片道しか利用されない場合も1回と数える)

2 委託料

(1) 委託料の額については、次のとおりとする。

① 運賃

1件あたりの額で認可運賃より、実費相当額480円(利用者負担)を差し引いた額(※認可運賃は保証する)。

② 介助料

1件あたりの額で、上記1(2)受託事業者が行なう事業内容についてに記載している内容すべてを含んだものから、認可運賃を除いた額のこと。※片道1件あたりの介助料を、予定価格(消費税を含む)の範囲内で落札した額とする。

(2) 委託料の支払いについて

(1)の委託料は、実績に応じ翌月に支払うものとする。

3 契約の解除

那覇市は、受託事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除する。この場合、受託事業者に損害が生じてもその責めを負わない。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。

- (2) 契約の履行について重大な過失又は背信行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、本市の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (4) その他契約に違反する行為をしたとき。

4 賠償責任

受託事業者は次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- (1) 受託事業者が契約の履行に関し、利用者、那覇市又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 契約が解除された場合において那覇市に損害が生じたとき。
- (3) 交通事故又はその他原因による、人身、物件等に損害を与えたときは、受託事業者は、自己の責任においてこれを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

5 事業委託終了時の連携

受託事業者は、理由の如何を問わず事業委託終了時において、次期事業期間に係る事前準備のため、甲及び次期事業受託者と連携協力するものとする。